

男女の賃金の差異の公表について

令和4年7月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）に関する制度が改正され、労働者301人以上の企業における女性の活躍に関する「情報公表」の項目に「男女の賃金の差異」の項目が追加され公表することとなりました。

当法人の女性活躍し推進法に基づく男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	99.4%
正規職員	89.5%
非正規職員	108.4%

対象期間：令和4年1月1日～12月31日

賃金：退職手当 通勤手当を除く

正規職員：期間の定めがない職員、嘱託職員も含む

非正規職員：パート職員、アルバイト職員

2023年12月1日

医療法人社団じうんどう
法人事業部

以上